

RDFの製造事業に関するサウンディング型市場調査  
質問回答書

(頂いたご質問のまま掲載しています)

| 質問箇所                        | 質問   | 回答  |
|-----------------------------|--|---|
| 3 調査項目<br>(条件)<br>・サイロの使用   | RDF 貯留サイロの容量と消防法上の貯留上限をご享受ください。                                      | 貯留サイロの大きさは、直径約 50m、高さ 30m となります。現状は 8 等分し 1 個所を出入口で使用しております。<br>指定可燃物に該当いたしますので、札幌市火災予防条例が適用されております。貯留上限は下記のとおりです。<br>再生資源燃料 (RDF) は 2,640,000kg<br>木材加工及び木くずは 775 m <sup>3</sup><br>ぼろ及び紙くずは 271,250kg |
| 3 調査項目<br>(条件)<br>・原料、製造フロー | 産廃と一廃の仕分けを考慮することとありますが、具体的には、どの段階での仕分けを意味しているのかご享受ください。(入口、前処理、製造)   | 本市は一廃の処理量に応じた費用を負担するため、産廃と一廃の処理費の内訳が判別できるとと、RDF 完成後の成分を別添資料⑤の参考値を遵守できるようであれば、入口から製造まで、どの段階でも混在させることは可能です。ただし、産廃処理によって発生した不適物は明確に仕分ける必要があります。  |
| 3 調査項目<br>(条件)<br>・原料、製造フロー | RDF 製造ラインフローについて、製造前処理としての「選別」「破碎」といった設備を含むものと解釈してよろしいでしょうか、ご享受ください。 | 前処理施設を含みご提案ください。  |
| 3 調査項目<br>(条件)<br>・原料、製造フロー | RDF 製造の前処理段階で発生する不適物 (可燃物・不燃物) の処理は、札幌市各施設への処理委託が可能となるのか、ご享受ください。    | 一廃を処理し発生した不適物の処理は、札幌市施設にて処理可能です。産廃を処理し発生した不適物は、札幌市施設での処理はできません。   |
| 3 調査項目<br>(条件)<br>・原料、製造フロー | 製造した RDF の使用施設までの運搬はどのように考えているか、ご享受ください。                             | 別添資料①の RDF 製造フローに記載のある赤矢印の運搬についてもご提案ください。<br>現在は製造した RDF をごみ資源化工場から貯蔵サイロ、貯蔵サイロから北海道地域暖房(株)の輸送は、アーム式脱着装置付コンテナシステム車にて輸送しております。冬期間の繁忙期には日最大で約 90ton の運搬を行っております。<br>また、より効率等の良い運搬方法がある場合は、ご提案をお願いします。      |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>3 調査項目<br/>(条件)<br/>・事業に必要な<br/>電力</p> | <p>「事業に必要な電力、給排水等のユーティリティや計量器については新設を前提・・・」の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設する RDF 施設のみへの電力供給のための設備を新設する計画として問題ありませんか。(既存の分岐棟以降についてはそのまま継続使用する考えでも問題ありませんか)</li> <li>・新設する RDF 施設が運用開始後においても、既存のごみ資源化工場(の受配電設備)は残しておく考えでも問題ありませんか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件のとおり、新設を前提にご提案をお願いします。</li> <li>・既存の工場は残置で問題ありません。今回ご提案頂く内容に、既存のごみ資源化工場やその他施設(貯蔵サイロを除く)を運用するというものはございませんが、既存工場の解体は考慮する必要はございません。条件の通り土地利用のご提案可能です。</li> </ul>  |
| <p>別紙資料(別紙<br/>1)<br/>1-3)</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理対象物に関して、原料受入時の大きさや荷姿の条件をご教示頂けますでしょうか。</li> <li>・発火物など禁忌品は混入されていない前提で計画を考えて宜しいでしょうか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添資料①の許可業者収集(事業系一廃)から搬入される処理対象物の大きさや荷姿については、紙類+プラ(駒岡、発寒破碎工場)は1m<sup>3</sup>程度に圧縮梱包されたもの。木類は最大長2m以下(重機で粗破碎は行なっている)。になります。</li> <li>・別添資料①の雑がみ選別センターから搬入される処理対象物の大きさや荷姿については、収集時の半透明の袋に梱包されたものです。</li> <li>・別添資料①のリサイクルプラザから搬入される処理対象物の大きさや荷姿については、最大長2m以下の木材、または木製家具の形状になります。</li> <li>・別添資料①の自己搬入される処理対象物の大きさや荷姿については、木類は最大長2m以下、最大径20cm。紙類は半透明の袋に梱包されたもの、軟質プラはロール状のもの、または半透明の袋に梱包されたものです。</li> <li>・別添資料①の駒岡破碎工場(破碎処理前の木材)につきましては前述の自己搬入の木材と同様です。</li> <li>・発火物など禁忌品の混入につきましては、リチウム系電池等の発火物の混入があり、現在のごみ資源化工場の運転では手選別を行い処理を</li> </ul> |

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
|                       |  | 進めていますが、その後の工程で週に2~3回程<br>度発火監視装置が作動している状況です。                                 |
| 別紙資料（別紙<br>1)<br>1-4) | ・ 運転時間等に関して、受入日・受入<br>時間・運転時間は既設と同様の条件と<br>考えて宜しいでしょうか。                  | 同様とお考えください。   |
| 別紙資料（別紙<br>1)<br>4-2) | ・ RDF の形状に関して、「…直径 40mm<br>を超えないこと。…」とありますが下<br>限の条件は自由と考えて宜しいでしょ<br>うか。 | RDF は一般的に直径 15mm~50mm が多いので、通<br>常の製造に伴い出来てしまう欠片の下限は 15mm<br>程度としてご提案をお願いします。 |
| 別添資料①                 | ・ 赤矢印の運搬業務は、本調査の事業<br>費に含まれないと考えて宜しいでしょ<br>うか。                           | 赤矢印の運搬業務を含めた提案をお願いしま<br>す。  |